

洋光台第二小学校 いじめ防止基本方針

策定日 平成30年2月28日
(令和8年2月改定)

I いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

洋光台第二小学校では、「誰もが笑顔で 明日も通いたくなる洋光台第二小学校」の実現を目指し、すべての児童が安心して学び、健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいます。

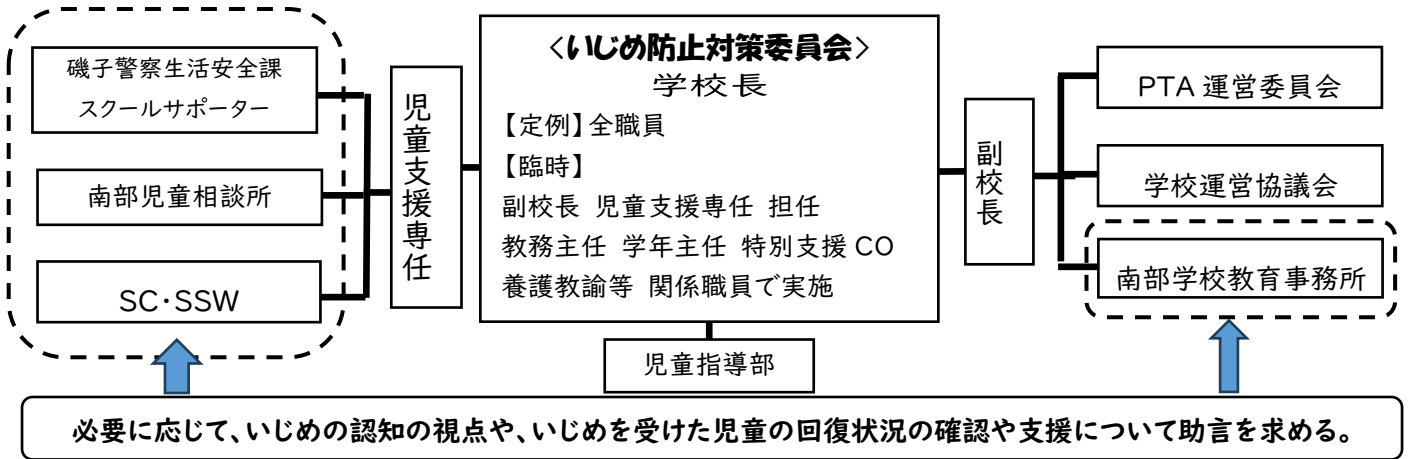
いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る深刻な人権侵害であるという認識のもと、「こども基本法」に基づく、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指す「こども大綱」や、こども・子育てについての基本理念を定めた「横浜市こども・子育て基本条例」をふまえ、子ども一人ひとりの最善の利益を第一に考え、全ての子どもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えます。

本校では、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を基本とし、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちが自分らしさを大切にしながら、安心して過ごせる「こどもまんなか」の学校づくりを進めていきます。そして、基本となる方向性について次の通り示します。

- (1) いじめは「どのクラス」「どの子ども」にも起こりうるものであるという意識を教職員がもち、あらゆる教育活動を通じて、「誰もが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりをめざす。
- (2) 子どもが主体となり、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」という意識を育むために、子どもの発達段階に応じて、いじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- (3) 「いじめを絶対に許さない」、「いじめられている子どもを守り抜く」という基本姿勢のもと、いじめの把握に努め、組織的に取り組む。
- (4) 全職員が「いじめの定義」「洋二小いじめ防止基本方針」を理解し、いじめに対して毅然とした指導を行う。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員



(2) 委員会の運営

- 「学校いじめ防止対策委員会」は、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。
- 「学校いじめ防止対策委員会」は月1回以上、定期的を開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。
- 校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

(3) 委員会の活動内容

学校いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取り組みを実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

○未然防止・早期発見

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。
- ・いじめの防止等に係る学校の窓口や相談先の設置をする。
- ・「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有をする。

○事案対処

- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合やいじめの訴えがあった場合は、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有をする。
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者への支援、いじめを行った児童への指導、支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施する。また、必要な場合は区役所や児童相談所等と連携して、多面的な視点から支援を実施する。
- ・いじめの背景に目を向けた関係機関との連携、事案に応じた警察への相談や通報も視野に入れて対応する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施をする。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直しをする。（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画

(アンケートや面談等の取組、校内研修、教育相談に関すること等を含む)

月	児童・学校	保護者・地域
4	児童指導・児童理解研修 児童引継ぎ・情報交換 『洋光台第二小学校いじめ防止基本方針』『学校のきまり』 の職員共通理解	入学式 始業式 授業参観 懇談会
5	いじめ早期発見のための生活アンケート・児童との面談① YSF(運動会)	教育面談 学地連 学校運営協議会
6	YPアセスメント① 支援検討会 いのちの安全教育(児童) 小中ブロック子ども会議(児童)	土曜参観 学校説明会
7	サイバー教室(児童) いじめ未然防止研修・人権研修(職員)	
8	児童指導研修(職員) 地域パトロール 横浜子ども会議(児童)	
9	SOSの出し方プログラム(児童) 『洋光台第二小学校いじめ防止基本方針』『学校のきまり』 中間の点検・見直し	教育面談 ↓
10	たてわり全校遠足 YPアセスメント② 支援検討会	学校運営協議会 就学時健診
11	いじめ早期発見のための生活アンケート・児童との面談②	
12	人権週間 子ども会議in洋二小(児童) HMF(音楽会)	
1	幼稚園・保育園訪問開始 (引き継ぎ)	
2	6年生中学校引き継ぎ 『洋光台第二小学校いじめ防止基本方針』『学校のきまり』 点検・見直し	入学説明会 授業参観・懇談会 学校運営協議会
3	新年度学級編成 進級学年引き継ぎ	卒業式 修了式

全職員情報共有・いじめ認知・支援方針確認
学校いじめ防止対策委員会(月一回・随時)

☆SC(スクールカウンセラー)による教育相談(月1~2回)実施。保護者・児童を対象。

4 基本的な対応方針

(1) いじめの未然防止・早期発見

○いじめの未然防止

- ① 「学校のきまり」や「洋二小スタンダード」をもとに学校生活のルールを守り、気持ちよく生活できる雰囲気
を各学級・各学年に作る。
- ② 全職員が児童にとってわかりやすい授業を心がけ、ひとりひとりが自己充足感の持てる学習になるように努
力する。
- ③ 朝のあいさつ運動や朝会での全職員による指導や靴箱・傘立て・ロッカーの整理整頓など学校全体の落
ち着いた環境を整える。
- ④ スクールカウンセラー、SSW、療育センター等と連携して児童理解を深める。
- ⑤ たてわり活動やYSF・HMF等の体験活動を重視する。
- ⑥ 学校説明会や懇談会等で保護者へのいじめに対する学校の取り組みを紹介し、協力を求める。
- ⑦ 朝会や人権週間等でいじめの定義を周知するとともに、全児童がいじめについて考える機会を意図的に作
る。
- ⑧ インターネット(SNS)上でのいじめ未然防止のため、情報モラル教育を推進する。
- ⑨ 子ども会議 in 洋二小を開き、児童からいじめの起こらない学校にするための意見を集めたり、いじめについ
て異学年と意見交流をしたりしていじめについて考える機会を作る。
- ⑩ 学校運営協議会等で、いじめについて地域と考える機会を作り、学校と地域が連携して児童を見守ってい
けるようにする。➡【地域の方と児童があいさつできる関係づくりを目指す。(R7 11月)】

○いじめの早期発見

- ① 各担任、専任は児童・保護者からいじめ事案の相談があれば最優先に対応する。
- ② 児童の情報を学年研等で出し合い、児童の様子を共有し、日々の児童の指導、支援につなげる。
- ③ 年間に2回のアンケート調査をする。(記名式と無記名式の1回ずつ)
- ④ 各クラスで担任と児童との面談を行い、児童が小さなことでも気になることや悩みを伝えられる機会を作る。いじめに関わる事案があればすぐに学年、専任、管理職に相談する。
- ⑤ 毎日の見取りに加え、SCやSSWと連携したり、1人1台端末を利用した健康観察の情報も活用したりして、児童の心の変化を捉えられるように努める。

(2) いじめに対する措置

○事案の対処

- ① 学級担任、同学年担任、専任、管理職で認知したいじめ事案の状況を共有し、対応策を立てる。
- ② いじめ防止対策委員会だけでなく、必要な時は職員会議、打ち合わせ等を利用して全職員でいじめ事案の状況や対応策を共有し、それぞれの立場での役割を明確にする。
- ③ いじめ事案に対しては丁寧な事実確認と毅然とした指導を組織的に行う。
 - ・**丁寧な事実確認**のために、児童の言葉にしっかりと耳を傾け、事実を記録する。
 - ・**毅然とした指導**とは「いじめは許さない」という姿勢のもと、全職員がどの児童に対しても公平で一貫し対応をし、児童が行為の問題点を理解し改善できるよう、丁寧かつ毅然とした教育的指導を行うことである。
- ④ 必要に応じて磯子警察スクールサポーター・生活安全課と情報を共有し、連携して対応する。

○いじめの解消

【いじめの解消について】

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

《いじめ解消の要件》

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

○いじめの解消に至るまでの支援等

- ・事案対応の後も加害児童・被害児童への事後指導、継続観察、組織的対応、心理面へのケアを状況に応じて続ける。
- ・いじめの行為が再発しないよう、状況把握が途切れないように組織的な対応を続ける。
- ・スクールカウンセラーをはじめ、専門機関との連携により児童、保護者の内面的な状況把握とケアを続ける。
- ・いじめが解消されるまで、関係職員との情報共有を継続する。

(1) 教職員等への研修

- ① 春季休業・夏季休業にいじめ事案およびいじめに関連した児童指導研修を行う。
- ② 職員会議や打ち合わせ等でクラス、学年の情報を積極的に報告し、全職員で共有する。
- ③ 人権研修をはじめ、いじめ関連の研修の内容を全職員で共有していく。

(2) 学校・地域との懇談会等の活用

- ・三校合同学校運営協議会、学校家庭地域連絡協議会、学級懇談会などを活用し、アンケート調査の結果やいじめ問題、学校が抱える課題を共有し、保護者や地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

5 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する

【調査の進め方と結果の提供及び報告】

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。いじめを受けた児童・保護者に対して明らかになった事実関係その他必要な情報を適切に提供するに当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

【該当児童への心のケア】

いじめを受けた児童への心のケアを適切に行う。横浜市教育委員会、磯子区役所・子ども家庭支援相談課、神奈川県警少年相談保護センター等と連携し、保護者と相談の上カウンセリング等を勧める。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、10月に中間の点検・見直しを実施し、年度末の反省の中で年間の点検・見直しを実施する。（PDCA サイクル）
- ・学校評価の項目にいじめ防止等の取組に関する項目を位置づけ、その評価をいじめ防止対策の見直しに活かす。